

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、ムサシグループが企業活動を展開するにあたって、「創業の精神」「社は」「行動指針」によって構成される「ムサシフィロソフィー」を基軸に、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題と位置づけております。

当社は、平成27年6月23日開催の第88回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

これにより、当社は、取締役の職務執行に対する監査・監督機能を強化するとともに、監査等委員である取締役を含む社外取締役が取締役会における意思決定に参画することで経営の透明性・健全性を高めてまいります。国内外のステークホルダーの期待に応えるために、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図り、企業価値の向上に努めてまいります。また、取締役会の決議事項の一部を経営会議等に権限委譲することにより、迅速な意思決定と業務執行をおこない、経営判断の機動性を高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
本田技研工業株式会社	8,182,000	26.22
ビーエヌピー バリバ セック サービス ルクセンブルク ジャスディック アバディーン グローバル ク ライアント アセツ	1,948,700	6.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,480,700	4.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,429,100	4.58
ジェービー モルガン チェース バンク 385632	1,151,500	3.69
ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー) アカウント ノントリーティー	973,100	3.12
株式会社大塚ホールディングス	801,744	2.57
大塚 浩史	701,550	2.25
シー エム ビー エル エス エー リ ミューチャル ファンド	550,300	1.76
株式会社大塚公蔵ホールディングス	500,000	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者から、平成27年4月6日付にて平成27年3月31日現在の大量保有報告書の変更報告書の写しが提出されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので上記大株主の状況には含めておりません。

アバディーン投信投資顧問株式会社及びその共同保有者から、平成27年4月7日付にて平成27年3月31日現在の大量保有報告書の変更報告書の写しが提出されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので上記大株主の状況には含めておりません。

モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドから、平成27年4月22日付にて平成27年4月17日現在の大量保有報告書の変更報告書の写しが提出されておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員	1000人以上

数	
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
神野 吾郎	他の会社の出身者								○			
藤井 威	他の会社の出身者											○
富松 圭介	他の会社の出身者								○			
山神 麻子	弁護士								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神野 吾郎		○	当社は、神野氏が代表取締役社長である中部瓦斯株式会社およびガステックサービス株式会社との間に燃料等の購買取引がありますが、その年間取引金額が当社および各社の売上高に占める割合はいずれも1%未満であります。	企業経営における経営者としての幅広い経験と高い見識により、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているかを独立した立場から当社の経営を監督していただけるものと期待し、選任しております。当社は、同氏が代表取締役社長であります中部瓦斯株式会社およびガステックサービス株式会社と左記のとおり取引しておりますが、その規模・性質等に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれや一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
				政府機関等や企業における社外取締役としての豊富な経験と長年培われた高い見識により、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているかを独立した立場から監査・監督していただけるものと期待し、選任しております。

藤井 威	○	○	——	のと期待し、選任しております。同氏は、平成22年までの6年間、当社の取引金融機関の顧問でありましたが、当社は複数の金融機関と取引し、当該金融機関に対する借入依存度は突出しておらず、当該金融機関は当社の意思決定に際し著しいコントロールを及ぼしうるものではなく、実質上一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
富松 圭介	○	○	当社は、富松氏が取締役である株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの完全子会社である株式会社アイ・アールジャパンに株主名簿管理人業務を委託しておりますが、当該業務にかかる年間取引金額が当社および各社の売上高に占める割合はいずれも1%未満であります。株式会社アイ・アールジャパンホールディングスとの取引はありません。	証券界の複数企業における豊富な経験と経済に対する幅広い知見により、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているかを独立した立場から監査・監督していただけるものと期待し、選任しております。当社は、同氏が取締役であります株式会社アイ・アールジャパンホールディングスの完全子会社である株式会社アイ・アールジャパンに、左記のとおり株主名簿管理人業務を委託しておりますが、その規模・性質等に照らして株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれや一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。
山神 麻子	○	○	当社は、山神氏が弁護士として所属する法律事務所と弁護士業務等での取引がありましたが、その額は僅少であります。	国際的法律事務所および国内法律事務所や多国籍企業の法務部門における豊富な経験と高度な専門的知見により、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているかを独立した立場から監査・監督していただけるものと期待し、選任しております。当社は、同氏が弁護士として所属する法律事務所との取引がありましたが、その額は僅少であり、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	更新	なし
----------------------------	----	----

現在の体制を採用している理由	更新
----------------	----

監査等委員会を補助すべき取締役及び使用人は設けておりませんが、内部監査部門の長及び所属員を補助にあたらせております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

監査等委員会と会計監査人、内部監査部門である業務監査室は定期的な打ち合わせを含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで、相互の連携を高めております。また、常勤の監査等委員は経営会議等の重要な会議に出席するとともに、監査等委員でない取締役等から報告を受け、当該結果を監査等委員会に報告することとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	4名
---------	----	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

||
||
||

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

いわゆる業績連動報酬型制度は採用しておりませんが、業績との連動性も考慮した報酬体系となっております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成26年度に当社が取締役に支払った報酬額は、取締役7名(うち社外取締役1名)に対し177百万円(うち社外取締役にに対し5百万)です。取締役の報酬額には、役員賞与引当金の繰入額を含め、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与相当額及び子会社の業務執行を兼務する取締役が子会社から受け取った報酬の額を含めておりません。

また、監査役に支払った報酬額は、監査役4名(うち社外監査役3名)に対し合計31百万円(うち社外監査役に対し16百万円)です。監査役の報酬額には、役員賞与引当金の繰入額を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役に對して、取締役会の議案その他の情報を必要に応じ提供することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1 経営管理機構

当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。

＜取締役会＞

当社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。内社外取締役1名)6名と監査等委員である取締役4名(内社外取締役3名)で構成しております。

取締役(社外取締役を除く。)は、取締役会にて業務執行状況の報告をおこなうことで、相互に監督牽制しています。一方、独立性を有する社外取締役4名が、中立的・客観的な立場から取締役の職務執行の適法性・妥当性を判断しています。

また、取締役会の決議事項の一部を経営会議等に権限委譲し、取締役会は経営の基本方針・中期経営計画の策定及び取締役の職務執行に対する監督に専念することで取締役会の監督機能を強化するとともに、迅速な意思決定・業務執行による経営判断の機動性を向上させています。

なお、当社の取締役は20名以内(内監査等委員である取締役5名)とする旨を定款に定めております。

＜監査等委員会＞

監査等委員会は、常勤の監査等委員である社内取締役1名と独立性を有する社外取締役3名で構成しております。

監査等委員会は、内部統制システムを活用した監査をおこなうとともに、常勤監査等委員が経営会議等の重要な会議に出席して得た情報及び監査等委員でない取締役等から報告を受けた情報などを活用し、取締役の職務執行の監査及び監査報告書の作成をおこないます。

また、監査等委員が取締役会における意思決定に参画することで、取締役会の監督機能の強化を図ります。

＜会計監査人＞

会計監査人は、新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しており、会計監査及び適時適切な指導を受けています。

＜社外取締役＞

当社の監査等委員でない社外取締役は1名、監査等委員である社外取締役は3名であります。

当社における社外取締役は、取締役会その他の重要な会議等において意見を述べることにより、中立性、客観性の観点から経営に関する監督を行い、経営の適法性と妥当性を確保する役割と機能を有しております。

＜役員候補者の決定＞

監査等委員でない取締役の候補者は、取締役会の決議によって決定しております。監査等委員である取締役の候補者は、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によって決定することとしております。

2 業務執行体制

「ムサシフィロソフィー」を基軸にして、グローバルにおける地域事業と各種執行機能に担当役員を任命し効率的、効果的な業務運営を行なう体制としております。また、統括役員・地域統括役員による業務執行体制により、それぞれの地域や現場において、迅速かつ適切な経営判断を行う体制としております。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議事項の一部を経営会議等に権限委譲しております。

＜経営会議＞

当社は、取締役5名から構成される経営会議をおき、取締役会から委譲された業務執行の重要事項について審議を行うとともに、取締役会の決

議事項についても事前審議を行っております。

＜GTM（グローバル・トップ・ミーティング）＞

グループ会社としての業務執行の最適性及び効率性の向上を図るため、グループ方針の共有化及び経営計画実現のための課題抽出及びその対応を協議しております。

3 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額としております。

また、当社は取締役が期待される役割を十分に発揮でき、今後もふさわしい人材を招聘できる環境を整えるため、取締役会の決議によって取締役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨を定款で定めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、従前より独立性を有する社外取締役を1名選任し、中立的・客観的な立場から取締役の職務執行の監督をおこなってまいりましたが、取締役会の監査・監督機能を更に強化するため、監査等委員会設置会社へ移行しました。

常勤である社内取締役1名と独立性を有する社外取締役3名で構成する監査等委員会が取締役の職務執行の監査をおこない、独立性を有する社外取締役4名が取締役の職務執行の適法性・妥当性を判断することで、取締役会の監査・監督機能の強化を図っております。

また、取締役会の決議事項の一部を経営会議等に委譲し、取締役会は経営の基本方針・中期経営計画の策定及び取締役の職務執行に対する監督に専念することで、取締役会の監督機能を強化するとともに迅速な意思決定・業務執行による経営判断の機動性を高める体制にしております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年6月23日に定時株主総会を開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	全文の英訳版を作成しております。
その他	当社ホームページ上 (http://www.musashi.co.jp/) に招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を年1～2回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	社長による決算説明会を年2回実施しているほか、随時アナリスト・機関投資家向けのミーティングを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上 (http://www.musashi.co.jp/) において、各種企業情報を公開しております。	
IRIに関する部署(担当者)の設置	2名の兼任スタッフを置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全に関する専任部門を設置し、主に生産活動領域に係る活動を行い、社会からの信頼を得られるよう努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜基本的な考え方＞

ムサシフィロソフィーを基軸として、世界の人々からの信頼をより高めるため、内部統制委員会を主体に各組織の自己検証の実施など内部統制システムの整備を図ります。同時に、各組織がコンプライアンスやリスクマネジメントに体系的な取り組みを推進する体制の整備を図ります。

また、内部監査部門が、各組織の業務遂行について効果的な監査の実施を図ります。

＜コンプライアンス体制＞

コンプライアンスに関する取り組みをグローバルで推進する担当取締役として、コンプライアンスオフィサーを任命しております。また、社員一人ひとりが、お客様や社会とのかかわりの中で取るべき具体的な行動指針を「わたしたちのコンプライアンス」として策定し、企業倫理向上を図るとともに、企業倫理やコンプライアンスに関する事項を審議する「内部統制委員会」や企業倫理やコンプライアンスに関する問題について提案を受け付ける「オープンドア」の組織体制も整備しております。

・内部統制委員会

内部統制委員会は、コンプライアンスオフィサーを委員長とし、取締役及び執行役員で構成しております。

内部統制委員会は、グローバルでの企業倫理、コンプライアンス及びリスク等内部統制に関するモニタリングを行う内部統制担当部門、内部監査部門や各部門からの報告を受け、グローバルにわたる内部統制に関する事項を審議しております。

また、内部統制委員会の下部組織として、財務報告の信頼性確保を目的としたJ-SOX委員会をしております。経理担当役員がJ-SOX委員会委員長となり、総務、経理、IT、内部監査に関係するメンバーで構成されるJ-SOX委員会は、監査等委員会及び会計監査人とも随時連携をとりながら、内部統制全般から財務報告にかかる内部統制に関する審議を行い、年度の最終報告を内部統制委員会におこないます。

・企業倫理提案窓口

企業倫理やコンプライアンスに関する問題について提案を受け付ける窓口として「オープンドア」を設置しております。

各組織におけるオープンなコミュニケーションを大切にすると一方、「オープンドア」においては企業倫理に関する提案を受け付け、適切に対応することで、企業倫理の改善を図っております。提案は、匿名・実名の両方で受け付けており、提案者の保護をしつつ、実名での積極的な提案を推奨しております。「オープンドア」の運用については、内部統制委員会が監督を行うほか、監査等委員会に対しても定期的に報告を行っております。

＜リスクマネジメント体制＞

リスクマネジメントに関する取り組みをグローバルで推進する担当役員として、リスクマネジメントオフィサーを任命するなど、リスクマネジメント体制の整備を行っております。部門ごとに対応すべきリスクに対しては、各部門が主体となり、その予防・対策に努めております。企業リスク、特に大規模震災へのリスクマネジメントの強化に取り組んでいます。

＜コンプライアンス、リスクマネジメントの自己検証＞

各組織は、日常業務を行ううえで、遵守すべき法令・社会規範や、配慮すべきリスクを管理項目として明確化したチェックリストに基づく自己検証を定期的に行い、その結果を担当役員に報告することにより、取り組みの改善を図っております。

＜取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制＞

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、当社の文書管理規程に従い、適切に保存及び管理を行っております。

＜業務監査＞

内部監査部門である業務監査室が、6名の構成員で、各部門の業務遂行状況についての監査を行っているほか、各地域や子会社における内部監査の充実にも努めております。業務監査室と監査等委員会、会計監査人は定期的な打ち合わせを含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで、相互の連携を高めております。

＜ディスクロージャー＞

決算発表や各種企業情報の開示にあたり「内部情報管理委員会」を開催し、内部情報の漏洩防止を図るとともに、開示内容の的確性・妥当性について審議しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・基本的な考え方

当社は、市民社会の一員として、反社会的勢力・団体には毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針とし、これを上記「わたしたちのコンプライアンス」に明記しております。

・整備状況

対応統括部門を総務部とし、万が一、反社会的勢力による不当要求が発生した場合、早い段階で組織的に対応するとともに、警察・顧問弁護士等とも緊密に連携し、断固として対決することとしております。また、平素においても所轄の警察署・企業防衛連絡協議会等の外部専門機関と連携し、情報収集や協力体制構築に取り組んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

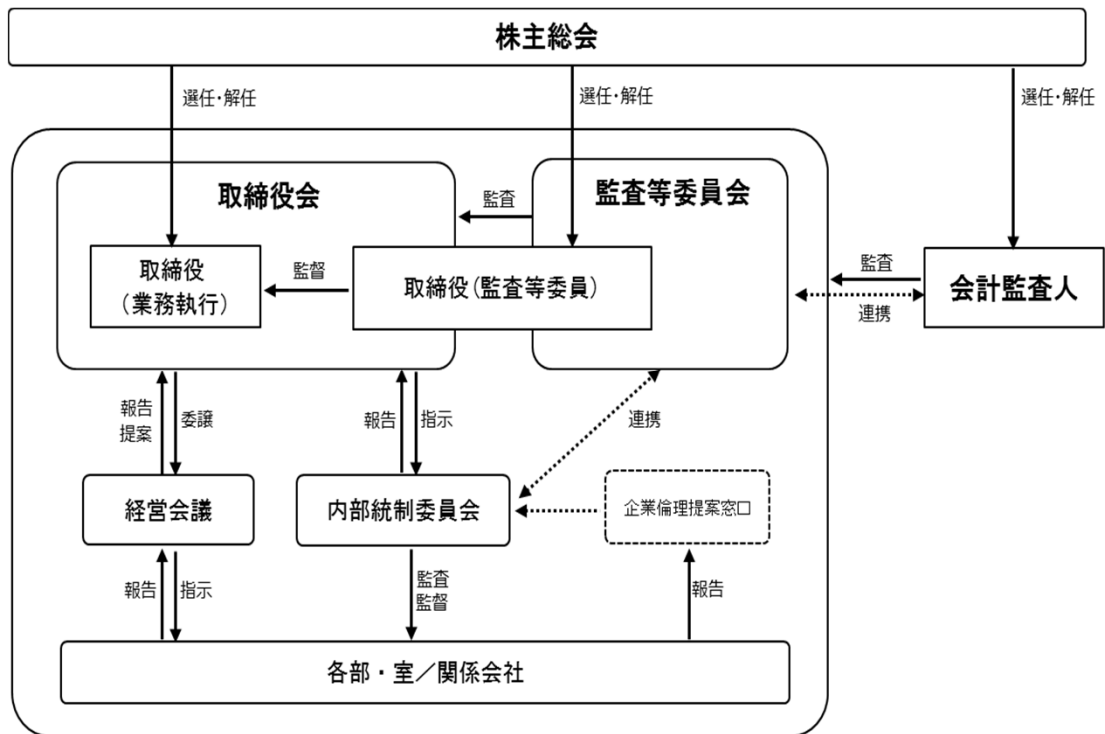
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

当社は、事業・財務状況の適時・適切な開示を行うことを基本とし、次のような体制をしいております。

当社及び当社の関係会社に関する上場の管理について「内部情報および内部者取引管理規定」として定め、具体的には決算情報、株主の投資判断に影響を与える重要な情報などを社外へ開示する場合、その開示情報の正確性と妥当性を事前にチェックする仕組みを構築し、運用しております。

<コーポレートガバナンスに関する模式図>



<適時開示の流れ>

